

土木工事／係長／施工体制－Ⅰ．施工体制一般／共通

【評価区分】

a.	（評点 1.0）適切である
b.	（評点 0.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）やや不適切である
e.	（評点 -10.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 施工計画書（簡易な施工計画書含む。）を、工事着手前に提出している。
	☐	☐	2 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
	☐	☐	3 工事カルテの登録（500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約及び変更契約後10日以内に（手続き・申請）が行われている。
	☐	☐	4 資材等の使用承諾願い及び使用報告書（カタログ・品質証明書等を含む）の提出が適時的確に行われている。
	☐	☐	5 建設業退職金共済制度（1,000万円以上）の証紙の購入が適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	6 施工体制台帳を現場に備え付け、施工体系図を現場に掲げている。
	☐	☐	7 施工体制台帳は適時的確に提出され、施工体制台帳に記載された施工区分以外は対応していないことが確認できる。
	☐	☐	8 建設リサイクル法に基づく工作物工事の届出済証（ステッカー）が現場の見やすい場所に掲示していることが確認できる。
	☐	☐	9 建設リサイクル法に基づく「再生資源化等報告」の手続きが適時的確に行われている。
	☐	☐	10 元請が下請の作業成果を検査している。
	☐	☐	11 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
	☐	☐	12 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
	☐	☐	13 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
	☐	☐	14 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
	☐	☐	15 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]

土木工事／係長／施工体制－Ⅰ．施工体制一般／共通			
		☐	施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば………d
		☐	施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば………e

土木工事／係長／施工体制－Ⅱ．配置技術者／共通

【評価区分】

a.	（評点 3.0）適切である
b.	（評点 1.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）やや不適切である
e.	（評点 -10.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【全体を評価する項目】
	☐	☐	1 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
	☐	☐	2 施工に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。
	☐	☐	3 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。
	☐	☐	4 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。
			【現場代理人を評価する項目】
	☐	☐	5 常駐して工事全体を把握している。
	☐	☐	6 設計図書と現場との相違があった場合は監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
	☐	☐	7 現場代理人として、監督員との連絡を書面で行っている。
	☐	☐	8 監督員への報告を適時及び的確に行っている。
			【監理(主任)技術者を評価する項目】
	☐	☐	9 工事全体を把握し、技術的判断に優れ良好な施工に努めている。
	☐	☐	10 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
	☐	☐	11 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
	☐	☐	12 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
	☐	☐	13 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
	☐	☐	14 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
	☐	☐	15 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

土木工事／係長／施工体制－Ⅱ．配置技術者／共通			
			上記該当があれば………d
		☐	配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば………e

土木工事／係長／施工状況－Ⅰ．施工管理／共通

【評価区分】

a.	（評点 4.0）適切である
b.	（評点 2.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）やや不適切である
e.	（評点 -10.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 契約書18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。
	☐	☐	2 施工計画書と現場施工管理が一致している。
	☐	☐	3 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
	☐	☐	4 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
	☐	☐	5 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
	☐	☐	6 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。
	☐	☐	7 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
	☐	☐	8 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
	☐	☐	9 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
	☐	☐	10 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
	☐	☐	11 指定材料の品質保証書及び写真等を整理している。
	☐	☐	12 工事記録写真は工種毎・施工順等一連的に整理され、不可視部分も適時的確に整理されている。
	☐	☐	13 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
	☐	☐	14 段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。
	☐	☐	15 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
	☐	☐	16 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
	☐	☐	17 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]

土木工事／係長／施工状況－Ⅰ．施工管理／共通			
		☐	施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば………d
		☐	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば………e

土木工事／係長／施工状況－Ⅱ．工程管理／共通

【評価区分】

a.	（評点 4.0）適切である
b.	（評点 2.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）やや不適切である
e.	（評点 -10.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
	☐	☐	2 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
	☐	☐	3 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
	☐	☐	4 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
	☐	☐	5 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
	☐	☐	6 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
	☐	☐	7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
	☐	☐	8 週休2日工事において、休日等取得計画表に基づき週休2日を達成した。
	☐	☐	9 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(____ %) = 該当項目数(____) / 評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]
	☐		工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
	☐		工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／施工状況－Ⅲ．安全対策／共通

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）やや不適切である
e.	（評点 -10.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
	☐	☐	2 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
	☐	☐	3 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
	☐	☐	4 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。
	☐	☐	5 安全巡視、TBM（安全対策ミーティング）、KY（危険予防対策）等を実施し、記録を整備されている。
	☐	☐	6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分に反映され、記録が整備されている。
	☐	☐	7 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
	☐	☐	8 過積載防止に取り組んでいる。
	☐	☐	9 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
	☐	☐	10 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
	☐	☐	11 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
	☐	☐	12 港湾工事安全施工指針に基づく安全管理が行われている。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満……………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／施工状況－Ⅳ．対外関係／共通

【評価区分】

a.	（評点 2.0）適切である
b.	（評点 1.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生が無い。
	☐	☐	2 地元との適切な調整を行い、トラブルの発生が無い。
	☐	☐	3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
	☐	☐	4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
	☐	☐	5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
	☐	☐	6 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満………b
			評価値が 80%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／土木一般

【評価区分】

a.	（評点 4.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50 % 以内である。
b.	（評点 2.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80 % 以内である。
c.	（評点 0.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。
d.	（評点 -2.5）出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
e.	（評点 -5.0）契約書第 17 条に基づき、監督員が改造請求を行った。

【評価内容】

番号	評価内容
	① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
	② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
	③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
	④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／機械設備工事

【評価区分】

a.	（評点 4.0）適切である
b.	（評点 2.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
	☐	☐	2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
	☐	☐	3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
	☐	☐	4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
	☐	☐	5 不可視部分の出来形を写真撮影している。
	☐	☐	6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
	☐	☐	7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
	☐	☐	8 社内の管理基準に基づき管理している。
	☐	☐	9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
	☐	☐	10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
	☐	☐	11 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
	☐	☐	12 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／電気・通信・受変電設備工事

【評価区分】

a.	（評点 4.0）適切である
b.	（評点 2.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
	☐	☐	2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
	☐	☐	3 不可視部分の出来形を写真撮影している。
	☐	☐	4 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
	☐	☐	5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
	☐	☐	6 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
	☐	☐	7 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
	☐	☐	8 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
	☐	☐	9 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。
	☐	☐	10 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
	☐	☐	11 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 社内の管理基準に基づき管理している。
	☐	☐	13 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。
	☐	☐	14 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満……………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／電気・通信・受変電設備工事			
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／管布設工事（開削工事）

【評価区分】

a.	（評点 4.0）適切である
b.	（評点 2.0）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 出来形数量が設計数量を満足していることが容易に確認できるよう、出来形総括表を工夫している。
	☐	☐	2 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫している。
	☐	☐	3 出来形管理の撮影が、工事記録写真撮影基準を満足している。
	☐	☐	4 出来形管理にあたり、基準が定められていない工種について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っている。
	☐	☐	5 出来形管理にあたり、測点が定められていない箇所の管理について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した箇所で適切に管理を行っている。
	☐	☐	6 工事完成図が基準及び要領に基づき、正確に作成されている。
	☐	☐	7 給水装置完成配管図面が要綱に基づき、正確に作成されている。
	☐	☐	8 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満……………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／土木一般

【評価区分】

a.	（評点 5.0）品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 %以内である。
b.	（評点 2.5）品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 %以内である。
c.	（評点 0.0）品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b、に該当しない。
d.	（評点 -2.5）品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
e.	（評点 -5.0）契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。

【評価内容】

番号			評価内容
			① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
			② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
			③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
			④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾浚渫工事

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されている。
	☐	☐	3 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	4 作業船（機械）が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【浚渫・床掘関係】
	☐	☐	5 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
	☐	☐	6 浚渫工又は床掘工について契約図書に定められた施工上の注意事項が守られている。
	☐	☐	7 土砂処分における土質改良が適切に行われている。
	☐	☐	8 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。
	☐	☐	9 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入した場合、適正に分別処理され施工している。
	☐	☐	10 土砂仮置場における飛散防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。
	☐	☐	11 土捨場に制限がある場合、必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。
	☐	☐	12 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80％以上……………a
			評価値が60％以上80％未満………b
			評価値が60％未満……………c
			【マイナス要因】
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／機械工事

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
	☐	☐	3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
	☐	☐	4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
	☐	☐	5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
	☐	☐	6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
	☐	☐	7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
	☐	☐	8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
	☐	☐	9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
	☐	☐	10 設備の取扱説明書を工夫している。
	☐	☐	11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
	☐	☐	12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
	☐	☐	13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
	☐	☐	14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
	☐	☐	15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
	☐	☐	16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
	☐	☐	17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
	☐	☐	18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
	☐	☐	20 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／機械工事			
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／電気・通信・受変電設備工事

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
	☐	☐	2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
	☐	☐	4 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	5 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
	☐	☐	6 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
	☐	☐	7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
	☐	☐	8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
	☐	☐	10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
	☐	☐	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
	☐	☐	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／電気・通信・受変電設備工事			
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（開削工事）

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料等の品質規格証明書等（配合表、ミルシート、検査証明書等）が施工前に提出され、設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	2 品質管理の撮影が、工事記録写真撮影基準を満足している。
	☐	☐	3 品質が証明された材料等の搬入の証明資料（伝票類）がよく整理されている。
	☐	☐	4 プレキャストコンクリート製品の外観確認が行われている。
	☐	☐	5 仕様書等で定められた品質管理試験及び測定の結果がまとめられている。
	☐	☐	6 品質管理にあたり、基準が定められていない工種について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っている。
	☐	☐	7 品質の試験及び測定等に用いた計測器類の精度の確認が行われている。
	☐	☐	8 掘削面が配管及び接合に支障がないよう平滑に仕上げられており、また、管に損傷を及ぼす恐れのある岩石や構造物等がない。
	☐	☐	9 管の接合が適切に管理されている。
	☐	☐	10 各種水圧試験が適切に実施されている。
	☐	☐	11 管（給水含む）のポリスリーブ被覆が適正に施工されている。
	☐	☐	12 給水管分岐が、要綱に基づき適正に施工されている。
	☐	☐	13 埋戻の材料及び締固めが適切に管理されている。
	☐	☐	14 路盤の現場密度試験を行い、締固め密度が規格値を満足している。
	☐	☐	15 アスファルト乳剤が対象範囲に漏れなく散布され、散布量が管理されている。
	☐	☐	16 アスファルト舗装の温度管理、密度試験等が適切に行われている。
	☐	☐	17 コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が規格値を満足している。
	☐	☐	18 コンクリートの運搬及び打設が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足している。
	☐	☐	19 コンクリートの養生が適切に行われている。
	☐	☐	20 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満……………b

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（開削工事）			
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／維持・修繕工事

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号		評価内容
		「評価対象項目」
	☐	1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
	☐	2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
	☐	3 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
	☐	4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
	☐	5 その他(理由)
理由・確認事項		
	☐	6 その他(理由)
理由・確認事項		
	☐	7 その他(理由)
理由・確認事項		
	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項		
		●判断基準
		評価値が6項目以上……………a
		評価値が4項目以上……………b
		評価値が3項目以下……………c
		[マイナス要因]
	☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
		上記該当があれば……………d
	☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		上記該当があれば……………e
		注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事（推進工事を含む）

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通関係】
	☐	☐	1 材料の品質規格資料が施工前に提出され、監督員の確認を受けている。
	☐	☐	2 材料検査において傷・汚れ等がない。
	☐	☐	3 材料の保管状況が適切である。
	☐	☐	4 路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工していることが確認できる。
	☐	☐	5 プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。
	☐	☐	6 舗設は温度管理・敷き均し転圧等が適切で、入念に施工している。
	☐	☐	7 コンクリート供試体・コアが当該現場のものであることが確認できる。
	☐	☐	8 管路土工における床付面は、人力により良好な仕上げとなっている。
	☐	☐	9 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われた。
	☐	☐	10 その他(理由)
理由・確認事項			
			【管渠関係】
	☐	☐	11 管渠に影響を与えるクラックや変形がなく、漏水箇所がない。
	☐	☐	12 管渠、マンホール等の基礎材は敷き均し及び転圧等が適切に行われている。
	☐	☐	13 管渠、マンホール等の基礎・躯体コンクリート及び鉄筋は、設計書どおり適切に管理、実施されている。
	☐	☐	14 推進管の裏込め材料が適切で、十分充填されていることが確認できる。
	☐	☐	15 取付管は、適切に施工されていることが確認できる。①延長 ②土かぶり ③勾配 ④位置
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【マンホール・樹関係】
	☐	☐	17 マンホールはクラックがなく、連結部に止水シール・止水ゴム等が適切に使用され、漏水がない。
	☐	☐	18 インバートの形状、勾配、表面仕上げが適正で、漏水がない。
	☐	☐	19 マンホールの足掛金物の位置や方向が適正で鉄蓋の設置にガタツキがなく、仕上がり天端高も適正である。
	☐	☐	20 その他(理由)
理由・確認事項			
			【立坑関係】

別表第1（第10条関係）

考査項目別運用表（係長等）

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事（推進工事を含む）			
	☐	☐	21 ケーシング・ライナープレート等の仮設材は、溶接・ボルト等による接合が適切に施工されていることが確認できる。
	☐	☐	22 底版・裏込め・埋戻し等のコンクリートは、仕様書どおりに施工されたことが確認できる。
	☐	☐	23 その他(理由)
理由・確認事項			
			【薬液注入関係】
	☐	☐	24 地盤改良工が設計図書や計画書とおり施工されている。
	☐	☐	25 使用材料(硬化材、助材含む)の入荷及び空袋で監督員の立合いを行なっている。
	☐	☐	26 注入量、圧力等が確認できるよう適切な施工を行なっている。
	☐	☐	27 観測孔及び水質等の管理が適切に行なわれている。
	☐	☐	28 地盤改良工等について、その実施効果について確認されている。
	☐	☐	29 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満……………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事（シールド）

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料の品質・規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。
	☐	☐	2 使用するシールド機・セグメント・二次覆工材は設計図又は承認規格どおりである。
	☐	☐	3 シールド等の使用機種のカリブレーション（メモリ調整）が施工前に行われている。
	☐	☐	4 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる
	☐	☐	5 セグメントの継手が適切に施工され漏水がない。
	☐	☐	6 セグメントの製作にあたり、土圧・水圧・その他の荷重に耐える構造計算書・製作・試験要領に基づく内容が記録等で確認できる。
	☐	☐	7 セグメントの組み立て時に、目違い異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
	☐	☐	8 セグメント組立後、真円保持装置等を使用し、形状確保に努めている。
	☐	☐	9 スチールフォーム等の取り外しに関して管理されている。
	☐	☐	10 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	11 シールドの線形管理（測量）は、複数の方法によりチェックが行われている。
	☐	☐	12 泥水式シールドにおいて、泥水圧や掘削土量は常に管理値との対比がなされ、許容誤差の範囲内に管理されている。
	☐	☐	13 泥土圧式シールドにおいて、添加材の品質および掘削土量について管理値の対比がなされ、許容誤差の範囲内となっている。
	☐	☐	14 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80％以上……………a
			評価値が60％以上80％未満……………b
			評価値が60％未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事（シールド）			
			上記該当があれば………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／係長／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事（更生工事）

【評価区分】

a.	（評点 5.0）適切である
b.	（評点 2.5）ほぼ適切である
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -2.5）やや不適切である
e.	（評点 -5.0）不適切である

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行なっている。
	☐	☐	2 事前処理により施工時には支障のないよう適切な処置を施している。
	☐	☐	3 仕上がり内面には、流下能力に支障となるようなしわ等がない。また、裏込め材の不良箇所がない。
	☐	☐	4 取付管を正確に削孔し、仕上げが行われている。
	☐	☐	5 既設構造物との接合部の仕上げが行われている。
	☐	☐	6 硬化性樹脂材の硬化時の時間、温度管理及び圧力管理が適切に行われている。
	☐	☐	7 製管材の裏込め材の注入管理記録が適切に行われている。
	☐	☐	8 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されている。
	☐	☐	9 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が80%以上……………a
			評価値が60%以上80%未満……………b
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／係長／創意工夫－Ⅰ．創意工夫／共通

【評価区分】

評価区分の個別説明はありません。

【評価内容】

番号		評価内容
		【施工】
	☐	1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
	☐	2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
	☐	3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
	☐	4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
	☐	5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
	☐	6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
	☐	7 照明などの視界の確保に関する工夫。
	☐	8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
	☐	9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
	☐	10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
	☐	11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
	☐	12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
	☐	13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
	☐	14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
	☐	15 情報化施工技術を活用した工事。（ICT活用工事の場合は除く。）
	☐	16 特殊な工法や材料を用いた工事。
	☐	17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
		【品質】
	☐	18 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
	☐	19 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
	☐	20 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
	☐	21 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		【安全衛生】
	☐	22 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
	☐	23 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
	☐	24 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。
	☐	25 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
	☐	26 一般重車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫。
	☐	27 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
	☐	28 環境保全に関する工夫。
		【その他】
	☐	29 その他（理由）

別表第1（第10条関係）

考査項目別運用表（係長等）

土木工事／係長／創意工夫－Ⅰ．創意工夫／共通			
理由・確認事項			
		☐	30 その他(理由)
理由・確認事項			
			【ICT活用工事に係る評価】
			ICT活用工事について、5つのプロセスをそれぞれ実施した場合、下欄の※1～※4に加えて、次により評価する。
		☐	①3次元起工測量
		☐	②3次元設計データ作成
		☐	③ICT建機による施工
		☐	④3次元出来形管理等の施工管理
		☐	⑤3次元データの納品
			①～⑤5つのプロセス全て活用：＋7点
			①～⑤のうち4つ又は3つを活用：＋5点
			①～⑤のうち2つ又は1つを活用：＋3点
			【建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事に係る評価】
			建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領によるCCUS活用工事について、以下の全ての判断基準を達成した場合、下欄の※1～※4に加えて、1点加点する。
			評価対象項目/判断基準
			①事業者登録
		☐	事業者の登録を行ったこと。ただし、元請のみで差し支えない。
			②技能者登録
		☐	1名以上の登録を行ったこと。
			③管理者ID(現場管理者)登録
		☐	当該現場の登録を行ったこと。
			④当該現場へのカードリーダーの設置及び技能者の就業履歴の蓄積
		☐	当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を対象期間の日数の50%以上蓄積したこと。
			【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載
理由・確認事項			
			※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
			※2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい(1項目3点まで)

土木工事／係長／創意工夫－Ⅰ．創意工夫／共通

※3. 全体で最大7点の範囲の加点評価とする。ただし、ICTを活用した場合は、前述の評価とは別に最大7点の範囲の加点評価とする。また、CCUSを活用した場合は、前述の評価とは別に最大1点の加点評価とする。

※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

【運用】創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に評価する。

土木工事／担当課長等／施工状況－Ⅱ．工程管理／共通

【評価区分】

a.	（評点 2.0）優れている
b.	（評点 1.0）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -7.5）やや劣っている
e.	（評点 -15.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
	☐	☐	2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
	☐	☐	3 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
	☐	☐	4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
	☐	☐	5 災害復旧工事など工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
	☐	☐	6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
	☐	☐	7 週休2日工事において、週休2日を達成した。
	☐	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(____ %) = 該当項目数(____) / 評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満………b
			評価値が60%以上80%未満………c
			評価値が60%未満……………d
			[マイナス要因]
		☐	自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く)
			上記該当があれば……………e

土木工事／担当課長等／施工状況－Ⅲ．安全対策／共通

【評価区分】

a.	（評点 3.0）優れている
b.	（評点 1.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -7.5）やや劣っている
e.	（評点 -15.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
	☐	☐	2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
	☐	☐	3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
	☐	☐	4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
	☐	☐	5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
	☐	☐	6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
	☐	☐	7 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満………b
			評価値が60%以上80%未満………c
			評価値が60%未満……………d
			[マイナス要因]
		☐	自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば……………d
		☐	請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）
			上記該当があれば……………e

土木工事／担当課長等／工事特性－Ⅰ．施行条件等への対応／共通

【評価区分】

評価区分の個別説明はありません。

【評価内容】

番号		評価内容
		Ⅰ 構造物の特殊性への対応
	☐	1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
	☐	2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
	☐	3.その他（理由）
理由・確認事項		
		※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
		（1.について）
		切土の土工量：20万m ³ 以上、盛土の土工量：15万m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（シールド）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m ² /門以上、トンネル（開削工法）の開削深さ：20m以上、トンネル（NATM）の内空平均面積：100m ² 以上、トンネル（沈埋工法）の内空平均面積：300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m ³ 以上、流路工の計画高水流量：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上、地盤改良工事の改良長さ：30m以上、基礎工事のマウンド天端：-14m以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t以上、防波堤又は、岸壁工事の構造物水深：-14m以上
		（2.について）
		・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
		・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
		・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		（3.について）
		・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事
		・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。
		（遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術等）
		・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応
	☐	4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
	☐	5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
	☐	6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
	☐	7.供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事
	☐	8.緊急時に対応が特に必要な工事
	☐	9.施工箇所が広範囲にわたる工事
	☐	10.その他（理由）
理由・確認事項		
		※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

土木工事／担当課長等／工事特性－Ⅰ．施行条件等への対応／共通			
			(4.について)
			・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
			・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
			・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
			・養殖漁業への工時の影響に特段配慮が必要な工事。
			(5.について)
			・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
			・地元調整（漁業者、海事関係者、近隣住民）や環境対策などの制約が特に多い工事。
			・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。
			・水深25mを超える大水深での潜水作業を行う工事。
			・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
			(6.について)
			・市街地での夜間工事。
			・DID地区での工事。
			(7.について)
			・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
			・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。
			・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
			・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。
			(8.について)
			・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。
			(9.について)
			・作業現場が広範囲に分布している工事。
			(10.について)
			・施工ヤードの広さや高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
			・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
			Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応
		☐	11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
		☐	12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
		☐	13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
		☐	14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
		☐	15. その他（理由）
理由・確認事項			
			※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
			(11.について)
			・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。
			・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。

土木工事／担当課長等／工事特性－Ⅰ．施行条件等への対応／共通		
		・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
		(12.について)
		・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
		・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業構台等を設置した工事。
		・波浪等の影響が特に工事工程制約となる工事。A海域（供用係数ランク4以上の海域等）
		・潮流が速い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。
		(13.について)
		・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。
		・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
		・土石流危険渓流に指定された区域内における工事
		(14.について)
		・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
		(15.について)
		・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
		・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応
	☐	16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く。
		※但し、文書注意に至らない事故は除く。
	☐	17. その他（理由）
理由・確認事項		
		※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

土木工事／担当課長等／社会性等－Ⅰ．地域への貢献等／共通

【評価区分】

a.	（評点 10.0）優れている
a'.	（評点 7.5）bより優れている
b.	（評点 5.0）やや優れている
b'.	（評点 2.5）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
	☐	☐	2 現場事務所や作業現場を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
	☐	☐	3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
	☐	☐	4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
	☐	☐	5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
	☐	☐	6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救護活動への積極的な協力を行った。
	☐	☐	7 県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ。
	☐	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c

土木工事／担当課長等／法令遵守等－Ⅰ．法令遵守等／共通

【評価区分】

評価区分の個別説明はありません。

【評価内容】

番号		評価内容
		【措置内容】
	☐	1. 指名停止4ヶ月以上（－20点）
	☐	2. 指名停止3ヶ月以上4ヶ月未満（－15点）
	☐	3. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（－13点）
	☐	4. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満（－10点）
	☐	5. 文書注意（－8点）
	☐	6. 口頭注意（－5点）
	☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（－3点）
	☐	8. その他（理由）
理由・確認事項		
	☐	9. 項目該当なし
		① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「施工にあたって工事関係者が下記の適応事例などで上表の措置があった場合」に適用する。
		② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
		③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
		④ 現場代理人を兼務した場合において虚偽の届出をしたことにより指名停止等の措置を受けた場合は、上記の減点を行わないこととする。
		【上記で評価する場合の適応事例等】
		1. 備前市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、当該工事について、市から指名停止等の措置を受けた場合。
		2. 施行体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
		3. 総合評価落札方式における措置
		・総合評価落札方式で入札を行った工事において、請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合。
		「8. その他で、未実施の評価項目ごとに5点減点する。」
		・総合評価落札方式で入札を行った工事において、病休、死亡、退職等の特別な理由により配置技術者の変更を行った場合で、総合評価における加算点が減少した場合。
		「8. その他で、2点減点する。」
		※（専任指導技術者を配置した場合）専任指導技術者についても同様に扱う。
		・総合評価落札方式で入札を行った場合において、配置申請していた専任指導技術者が、病休、死亡、退職等の特別な理由以外の理由により配置できない場合。

土木工事／担当課長等／法令遵守等－Ⅰ．法令遵守等／共通			
			「8. その他で、3点を減点する。なお、上記に伴い指名停止等の措置を行った場合も減点は3点とし、これに重複した減点は行わない。」
			※専任指導技術者が専任で配置すべきところを専任で配置されない場合も含む。
			理由
理由・確認事項			

土木工事／検査員／施工状況－Ⅰ．施工管理／共通

【評価区分】

a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -7.5）やや劣っている
e.	（評点 -15.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い監督員の確認を受け施工がなされている。
	☐	☐	2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
	☐	☐	3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
	☐	☐	4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
	☐	☐	5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
	☐	☐	6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
	☐	☐	7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
	☐	☐	8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。
	☐	☐	9 下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
	☐	☐	10 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
	☐	☐	11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	☐	☐	12 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90％以上・・・・・・ a
			評価値が 80％以上90％未満・・ b
			評価値が 80％未満・・・・・・ c
			[マイナス要因]
		☐	施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。
			上記該当があれば…………d
		☐	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			上記該当があれば…………e

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／土木一般

【評価区分】

a.	（評点 10.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 項目以上が該当する。
a'.	（評点 7.5）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。
b.	（評点 5.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。
b'.	（評点 2.5）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 2 項目以上が該当する。
c.	（評点 0.0）出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。
d.	（評点 -10.0）出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
e.	（評点 -20.0）出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

【評価内容】

番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表に工夫していることが確認できる。
		☐	2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
		☐	3 不可視部分の出来形が写真で判断できる。
		☐	4 写真管理基準の管理項目を満足している。
		☐	5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
		☐	6 その他(理由)
理由・確認事項			
			※ ばらつきの判断は別紙参照
			① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
			② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
			③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格 値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
			④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／機械設備工事

【評価区分】

a.	（評点 10.0）優れている
a'.	（評点 7.5）b より優れている
b.	（評点 5.0）やや優れている
b'.	（評点 2.5）c より優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -10.0）やや劣っている
e.	（評点 -20.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
	☐	☐	2 設備全般にわたり形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
	☐	☐	3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
	☐	☐	4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
	☐	☐	5 不可視部分の出来形が写真確認できる。
	☐	☐	6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
	☐	☐	7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
	☐	☐	8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	☐	☐	9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
	☐	☐	10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
	☐	☐	11 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90%以上……………a
			評価値が 80%以上 90%未満……………a'
			評価値が 70%以上 80%未満……………b
			評価値が 60%以上 70%未満……………b'
			評価値が 60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／機械設備工事			
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／電気・通信・受変電設備工事

【評価区分】

a.	（評点 10.0）優れている
a'.	（評点 7.5）bより優れている
b.	（評点 5.0）やや優れている
b'.	（評点 2.5）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -10.0）やや劣っている
e.	（評点 -20.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
	☐	☐	2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
	☐	☐	3 写真管理基準の管理項目を満足している。
	☐	☐	4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
	☐	☐	5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
	☐	☐	6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
	☐	☐	7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおりに施工していることが確認できる。
	☐	☐	8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
	☐	☐	9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
	☐	☐	10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	☐	☐	12 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90％以上……………a
			評価値が 80％以上 90％未満……………a'
			評価値が 70％以上 80％未満……………b
			評価値が 60％以上 70％未満……………b'
			評価値が 60％未満……………c
			[マイナス要因]

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／電気・通信・受変電設備工事			
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば………d
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／管布設工事（開削工事）

【評価区分】

a.	（評点 10.0）優れている
a'.	（評点 7.5）bより優れている
b.	（評点 5.0）やや優れている
b'.	（評点 2.5）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -10.0）やや劣っている
e.	（評点 -20.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 出来形数量が設計数量を満足していることが容易に確認できるよう、出来形総括表を工夫していることが確認できる。
	☐	☐	2 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫していることが確認できる。
	☐	☐	3 出来形管理の撮影が、工事記録写真撮影基準を満足しており、出来形が確認できる。
	☐	☐	4 出来形管理にあたり、基準が定められていない工種について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っていることが確認できる。
	☐	☐	5 出来形管理にあたり、測点が定められていない箇所の管理について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した箇所で適切に管理を行っていることが確認できる。
	☐	☐	6 工事完成図が基準及び要領に基づき、正確に作成されていることが確認できる。
	☐	☐	7 給水装置完成配管図面が要綱に基づき、正確に作成されていることが確認できる。
	☐	☐	8 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が 90％以上……………a
			評価値が 80％以上 90％未満……………a'
			評価値が 70％以上 80％未満……………b
			評価値が 60％以上 70％未満……………b'
			評価値が 60％未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅰ．出来形／管布設工事（開削工事）			
		☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート構造物工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
	☐	☐	2 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	4 コンクリート一層の打設厚さは50cm以下で均等厚に連続して打設されていることが確認できる。
	☐	☐	5 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高（1.5m以内）及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
	☐	☐	6 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	☐	☐	7 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
	☐	☐	8 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
	☐	☐	9 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	11 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	12 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	13 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	14 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
	☐	☐	15 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート構造物工事								
			評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
				90%以上	a	a'	b	b
				75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
				60%以上75%未満	b	b'	c	c
				60%未満	b'	c	c	c
				[マイナス要因]				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。					
			上記該当があれば………d					
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。					
			上記該当があれば………e					

考查項目別運用表（検査員）

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが 5 0 %以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが 8 0 %以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。																														
	☐	☐	2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。																														
	☐	☐	4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。																														
	☐	☐	6 芝付け及び種子吹付等を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	8 土羽部の土質が設計図書を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	9 CBR試験等(購入土・流用土等)の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	10 法面に有害な亀裂がない。																														
	☐	☐	11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	12 掘削(切土)部法面の浮き石・木根等が適切に除去されていることが確認できる。																														
	☐	☐	13 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を越える																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／土工事（切土、盛土、堤防、ため池等工事）			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【土工他】
	☐	☐	1 掘削床付け面が乱されずに施工されている。
	☐	☐	2 地表水及び地下水を良好に排水するよう施工されている。
	☐	☐	3 床掘、埋戻し、締固めが仕様書の規定（作業土工）とおりに施工されている。
	☐	☐	4 プレキャスト街渠等の継目部、集水枡との接続部が水密性を保ち、段差を生じていない。
	☐	☐	5 側溝蓋、集水枡蓋等が路面と段差を生じず平坦である。
	☐	☐	6 管渠、側溝の底面が滑らかで一様な勾配である。
			【コンクリート2次製品】
	☐	☐	7 コンクリート2次製品の品質証明書が整備されている。
	☐	☐	8 製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
			【生コンクリート】
	☐	☐	9 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	10 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体である。
	☐	☐	11 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足している。
			【舗装】
	☐	☐	12 所定のCBR試験及びブルーフローリングが行われている。
	☐	☐	13 所定の密度管理が行われている。
	☐	☐	14 路盤の安定処理が材料が均一になるよう施工されている。
	☐	☐	15 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
	☐	☐	16 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物が除去されている。
	☐	☐	17 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されている。
	☐	☐	18 舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足している。
	☐	☐	19 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
	☐	☐	20 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	21 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	22 その他（理由）

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）																																			
理由・確認事項																																			
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
		③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）																																	
		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
		●判断基準																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50％以下</th> <th>80％以下</th> <th>80％を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価 値</td> <td>90％以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75％以上90％未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60％以上75％未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60％未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																														
		50％以下	80％以下	80％を超える																															
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																														
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																														
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																														
	60％未満	b'	c	c	c																														
		[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																
		上記該当があれば……………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
		上記該当があれば……………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／河川工事（護岸・根固・水制、多自然川づくり）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50％以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80％以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80％を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
	☐	☐	2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
	☐	☐	3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
	☐	☐	4 石積（張）工において、大きさ及び重さが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
	☐	☐	6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
	☐	☐	11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
	☐	☐	12 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
	☐	☐	13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	14 有害なクラックが無い。
	☐	☐	15 瀬替え、水替えが適切に行われるなど、工事目的物に不純物等が混入しないための品質確保の対策が行われている。
	☐	☐	16 生物の生息に配慮して施工されている（必要最小限の施工ヤードや土砂の掘削・仮置き、生物の工事中の保管・復元、放流など）
	☐	☐	17 景観に配慮して施工されている。（草木の復元、必要最小限の伐採）
	☐	☐	18 外来種対策（残根・種子、卵等の排除・移動防止）がとられている。
	☐	☐	19 親水面で安全な材料、構造となっている、またはそのための提案がなされ施工されている。
	☐	☐	20 低水路の線形が自然な蛇行となっている、またはそのための提案がなされ施工されている。
	☐	☐	21 淵・瀬が形成されている、またはそのための提案がなされ施工されている。
	☐	☐	22 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／河川工事（護岸・根固・水制、多自然川づくり）																																				
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評 価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50％以下	80％以下	80％を超える																																
評 価 値	90％以上	a	a'	b	b																															
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																															
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																															
	60％未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／公園工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 独自の品質管理基準を設け、より厳しい管理を行っている。
	☐	☐	2 品質管理についての工事記録写真が整理されている。
			【土工他】
	☐	☐	3 掘削床付け面が乱されずに施工されている。
	☐	☐	4 床掘、埋戻し、締固めが仕様書の規定（作業土工）とおりに施工されている。
	☐	☐	5 プレキャスト街渠等の継目部、集水桝との接続部が水密性を保ち、段差を生じていない。
	☐	☐	6 側溝蓋、集水桝蓋等が路面と段差を生じず平坦である。
			【コンクリート2次製品】
	☐	☐	7 コンクリート2次製品の品質証明書が整備されている。
	☐	☐	8 製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
			【生コンクリート】
	☐	☐	9 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	10 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体である。
	☐	☐	11 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足している。
			【舗装】
	☐	☐	12 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工されている。
	☐	☐	13 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
	☐	☐	14 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物が除去されている。
	☐	☐	15 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されている。
	☐	☐	16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
			【遊具等施設】
	☐	☐	17 大型遊具等の製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
	☐	☐	18 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	19 施工の品質及び形状が適切で良好であることが確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／公園工事																																				
	☐	☐	20 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。																																	
	☐	☐	21 その他（理由）																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能			50％以下	80％以下	80％を超える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50％以下	80％以下	80％を超える																																
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																															
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																															
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																															
	60％未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事①

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【開削工】
	☐	☐	1 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。
	☐	☐	2 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。
	☐	☐	3 布設基面に不陸がなく、管接合部の床掘が適切に施工されている。
	☐	☐	4 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されている。
	☐	☐	5 管渠布設は、事前に丁張りを設置し、施工基面の高さをチェックしていることを確認できる。
	☐	☐	6 管渠布設は、安全かつ適切な方法で施工している状況が確認できる。
	☐	☐	7 管材料等の接合が、確実に施工されていることが確認できる。
	☐	☐	8 管布設において、出来形管理基準を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 その他(理由)
理由・確認事項			
			【推進工】
	☐	☐	10 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。
	☐	☐	11 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。
	☐	☐	12 推進時の掘進による、周辺への影響が見られない。
	☐	☐	13 推進施工管理データ表により管理が行われている。
	☐	☐	14 裏込め材料が十分充填されていることが確認できる。
	☐	☐	15 推進工事技士が配置され、その資格者のもとで施工されていることが記録等で確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【管更生工】
	☐	☐	17 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。
	☐	☐	18 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行なっている。
	☐	☐	19 事前処理により施工時には支障のないよう適切な処置を施している。
	☐	☐	20 硬化性樹脂材の硬化時の時間及び温度管理が適切に行なわれている。
	☐	☐	21 管材の裏込材の注入量の記録管理が適切に行なわれている。

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事①																																				
	☐	☐	22 施工に求められる資格者を適正に配置し、作業の安全等がなされていたことが記録等で確認できる。																																	
	☐	☐	23 水替え工において、下水道施設の維持管理内での施工により行われている。（施工計画に従い進められている。）																																	
	☐	☐	24 更生管本体から採取した供試体により所定の品質・規格を満足していることが確認できる。（自立管は曲げ試験、複合管は圧縮試験等）																																	
	☐	☐	25 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			【マンホール設置工・柵設置工】																																	
	☐	☐	26 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。																																	
	☐	☐	27 マンホールブロックは、躯体コンクリートと内面が一致し垂直に据付けられている。																																	
	☐	☐	28 各マンホールブロックの接合部は、砂利、砂、ゴミ等を取除いて水密に仕上げられているのが確認できる。																																	
	☐	☐	29 柵の据付けは、垂直に、かつ、水密に仕上げられている。																																	
	☐	☐	30 インバートの高さ・勾配・寸法が適切に施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	31 先行管、取付管が適切に施工され、勾配が確保されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	32 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			【マンホール改築工】																																	
	☐	☐	33 劣化した腐食箇所を適切に取り除いていることが確認できる。																																	
	☐	☐	34 孔内作業では安全(作業環境)を確認して施工されている。																																	
	☐	☐	35 所定の数量が充填され空隙なく施工されている。																																	
	☐	☐	36 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事①			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事②

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【薬液注入工】
	☐	☐	1 使用材料（硬化材、助材含む）の品質規格証明書が整備されている。
	☐	☐	2 使用材料（硬化材、助材含む）の総注入量の確認が出来ている。
	☐	☐	3 記録紙（チャート紙）は発注者が受印したものを使用している。
	☐	☐	4 削孔深さ、注入長の確認が出来ている。
	☐	☐	5 注入前に所定のゲルタイム内であることの確認が出来ている。
	☐	☐	6 注入量、圧力等が確認できるよう適切な施工を行なっている。
	☐	☐	7 観測孔及び水質等の管理が適切に行なわれている。
	☐	☐	8 注入において、路面や側溝等に吹き出しなく施工されている。
	☐	☐	9 注入効果の確認を行っている。
	☐	☐	10 その他（理由）
理由・確認事項			
			【舗装工】
	☐	☐	11 路盤の品質規格が仕様書どおりであることが確認できる。
	☐	☐	12 路床・路盤の現場密度試験等を行なっている。
	☐	☐	13 仮復旧の路面状態が良好であり、維持管理が適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	14 舗設の温度管理が適正に行われている。
	☐	☐	15 プライム・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。
	☐	☐	16 コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	17 その他（理由）
理由・確認事項			
			【コンクリート工】
	☐	☐	18 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
	☐	☐	19 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
	☐	☐	20 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	21 コンクリートの養生が適切に行われている。
	☐	☐	22 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
	☐	☐	23 その他（理由）
理由・確認事項			

別表第3（第10条関係）

審査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／下水道工事②																																				
			【立坑工】																																	
	☐	☐	24 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。																																	
	☐	☐	25 立坑築造に伴う仮設部材の設置及び施工方法が適切に行われていることが確認できる。																																	
	☐	☐	26 立坑の残置を規定した場合について、規定した数量以上の残置を行っていないことが確認できる。																																	
	☐	☐	27 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)／評価対象項目数(_____)																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／ため池工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【土工関係】
	☐	☐	1 雨水・湧水による崩壊がおこらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
	☐	☐	2 基盤地盤の掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないよう施工していることが確認できる。
	☐	☐	3 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	4 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
	☐	☐	5 品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
	☐	☐	6 法面に有害な亀裂がない。
			【コンクリート構造物関係】
	☐	☐	7 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	8 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	9 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法や養生方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	10 コンクリートの打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 有害なクラックがない。
			【その他】
	☐	☐	13 構造物の床掘仕上げ面は不陸がなく、湧水処理を実施していることが確認できる。
	☐	☐	14 裏込材、胴込コンクリートの充填又は締固めが、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
	☐	☐	15 緑化ブロック、石・ブロック積（張）、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	16 護岸工の端部や曲線部の処理・水密性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	17 張ブロック、積ブロック等コンクリート2次製品に有害なひび割れ、損傷がない。
	☐	☐	18 筋芝・張芝又は種子吹付け等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	19 鋼構造物（斜樋、ゲート等）の形状・寸法・性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／ため池工事																																					
	☐	☐	20 その他(理由)																																		
理由・確認事項																																					
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																		
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																		
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)																																		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		
			●判断基準																																		
			<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
			[マイナス要因]																																		
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																		
			上記該当があれば………d																																		
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																		
			上記該当があれば………e																																		

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（開削工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料等の品質規格証明書类等（配合表、ミルシート、検査証明書等）が施工前に提出され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	2 品質管理の撮影が、工事記録写真撮影基準を満足していることが確認できる。
	☐	☐	3 品質が証明された材料等の搬入の証明資料（伝票類）がよく整理され、容易に確認できる。
	☐	☐	4 プレキャストコンクリート製品の外観確認が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 仕様書等で定められた品質管理試験及び測定の結果がまとめられ、品質が容易に確認できる。
	☐	☐	6 品質管理にあたり、基準が定められていない工種について照査（有無も含めて）を行い、監督員と協議した基準で適切に管理を行っていることが確認できる。
	☐	☐	7 品質の試験及び測定等に用いた計測器類の精度の確認が行われている。
	☐	☐	8 掘削面が配管及び接合に支障がないよう平滑に仕上げられており、また、管に損傷を及ぼす恐れのある岩石や構造物等がないことが確認できる。
	☐	☐	9 管の接合が適切に管理されていることが確認できる。
	☐	☐	10 各種水圧試験が適切に実施されていることが確認できる。
	☐	☐	11 管（給水含む）のポリスリーブ被覆が適正に施工されている。
	☐	☐	12 給水管分岐が、要綱に基づき適正に施工されていることが確認できる。
	☐	☐	13 埋戻の材料及び締固めが適切に管理されていることが確認できる。
	☐	☐	14 路盤の現場密度試験を行い、締固め密度が規格値を満足していることが確認できる。
	☐	☐	15 アスファルト乳剤が対象範囲に漏れなく散布され、散布量が管理されていることが確認できる。
	☐	☐	16 アスファルト舗装の温度管理、密度試験等が適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	17 コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が規格値を満足していることが確認できる。
	☐	☐	18 コンクリートの運搬及び打設が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	19 コンクリートの養生が適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	20 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（開削工事）			
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____)/評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（推進、シールド、水管橋架設、橋梁添架工事等）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが 5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが 8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【シールド・推進・立坑工事関係】
	☐	☐	1 材料の品質証明書がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
	☐	☐	2 使用するシールド機・推進機・セグメント・二次覆工材は、承認規格どおりである。
	☐	☐	3 セグメント及び下水道推進工法用鉄筋コンクリート管は、認定規格どおりである。
	☐	☐	4 材料（管・セグメント）の強度・水密性が適切である。
	☐	☐	5 立坑（鋼矢板・ライナープレート・ケーシング・連続地中壁・ケーソンなど）は、施工計画書に沿って施工している。
	☐	☐	6 セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等注意到意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
	☐	☐	7 セグメント組立後及び裏込め注入後、円形確認を行っている。
	☐	☐	8 裏込め注入の配合・注入量などは、施工計画書に沿って施工している。
	☐	☐	9 地盤改良は、施工計画書に沿って施工し、管理が適切に行われている。
	☐	☐	10 立坑工等の埋戻し、締固めを適切な条件で施工している。
	☐	☐	11 アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
	☐	☐	12 アスファルト舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を適切に行っている。
	☐	☐	13 路盤の現場密度試験を行い、密度の確認が行われている。
	☐	☐	14 アスファルト舗装のコア採取により厚さ・密度の確認が行われている。
	☐	☐	15 コンクリートの搬入・打設・締固め・養生は規定どおり施工している。
	☐	☐	16 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
	☐	☐	17 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	18 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。
	☐	☐	19 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
	☐	☐	20 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり適正に確保されている。
	☐	☐	21 コンクリート打設時において施工条件及び気象条件に適した運搬方法、施工方法の配慮が行われている。
	☐	☐	22 その他（理由）
理由・確認事項			
			【水管橋架設、橋梁添架関係】
	☐	☐	23 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。
	☐	☐	24 溶接作業にあたり、溶接工の資格及び実務経験の確認を行っている。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管布設工事（推進、シールド、水管橋架設、橋梁添架工事等）																																		
	☐	☐	25 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。																															
	☐	☐	26 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。																															
	☐	☐	27 塗装の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。																															
	☐	☐	28 鋼材のボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。																															
	☐	☐	29 鋼材の締付機、測定器の点検を実施している。																															
	☐	☐	30 鋼材の溶接管理が仕様書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。																															
	☐	☐	31 鋼材の塗装管理が仕様書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。																															
	☐	☐	32 その他(理由)																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)／評価対象項目数(_____)																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート構造物工事(配水池・調整池等築造工事、水管橋工事等)

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが50%以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが80%以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが80%を超える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
	☐	☐	2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
	☐	☐	5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	☐	☐	6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
	☐	☐	7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	13 有害なクラックが無い。
	☐	☐	14 その他(理由)
理由・確認事項			
			【PCタンク関係】
	☐	☐	15 PC鋼材の品質、強度等を証明書で確認でき、満足している。
	☐	☐	16 緊張材が確実に定着されるよう定着具を配置している。
	☐	☐	17 PC鋼材の緊張作業の管理が適正で、管理グラフ及び管理図により整理されている。
	☐	☐	18 その他(理由)
理由・確認事項			
			【パネルタンク関係】
	☐	☐	19 鋼材の品質、強度等を証明書で確認でき、満足している。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ. 品質／コンクリート構造物工事(配水池・調整池等築造工事、水管橋工事等)

☐	☐	20 接合ボルトの締付確認が適切に実施され、止水性能が確認されている。																																
☐	☐	21 溶接作業に当たり、溶接工の資格及び実務経験の確認を行っている。																																
☐	☐	22 溶接管理が仕様書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。																																
☐	☐	23 パネルタンク及び仕切、補強鋼材の塗装被膜を傷つけないよう、管理保管し、適切に接合を行っている。																																
☐	☐	24 その他(理由)																																
理由・確認事項																																		
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																
		③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)／評価対象項目数(_____)																																
		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
		●判断基準																																
		<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
		[マイナス要因]																																
	☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																
		上記該当があれば………d																																
	☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
		上記該当があれば………e																																

別表第3（第10条関係）

審査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／水道鋼管工事及び水道鑄鉄管工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが50％以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80％以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80％を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																			
番号	対象	該当	評価内容																																
			「評価対象項目」																																
	☐	☐	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。																																
	☐	☐	2 材料の品質規格証明書が整備されている。																																
	☐	☐	3 溶接棒の使用が適切である。																																
	☐	☐	4 溶接が適切である。																																
	☐	☐	5 塗覆装、塗装等が適切である。																																
	☐	☐	6 管類の取扱い、運搬に際しては、管体及び内外面の塗装等を損傷しないよう適切な処置を講じている。																																
	☐	☐	7 管の継手部が適切に施工され漏水がない。																																
	☐	☐	8 その他(理由)																																
理由・確認事項																																			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
			●判断基準																																
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																														
		50%以下	80%以下	80%を越える																															
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																														
	60%未満	b'	c	c	c																														
			[マイナス要因]																																
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																
			上記該当があれば………d																																
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
			上記該当があれば………e																																

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／鋼製貯水槽工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが50％以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80％以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80％を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。																															
	☐	☐	2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。																															
	☐	☐	3 溶接作業にあたり、天候・温度・湿度等作業状況が適切に記録され確認できる。																															
	☐	☐	4 溶接部の品質確認のため、適切な検査がされている。																															
	☐	☐	5 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）																															
	☐	☐	6 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが 確認できる。																															
	☐	☐	7 塗装作業にあたり、天候・温度・湿度等作業状況が適切に記録され確認できる。																															
	☐	☐	8 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。																															
	☐	☐	9 基礎が精度良く（水平レベル）仕上げられている。																															
	☐	☐	10 底版等の組立に際し、基礎を傷つけることがないように注意して施工されている。																															
	☐	☐	11 その他（理由）																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を越える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50％以下	80％以下	80％を越える																														
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																													
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																													
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																													
	60％未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／防水工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 下地処理によって、既存塗膜や脆弱部を完全に除去されていることが確認できる。																															
	☐	☐	2 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。																															
	☐	☐	3 天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。																															
	☐	☐	4 事前に試験塗装を行い、塗布量と膜厚の関係を把握している。																															
	☐	☐	5 塗装作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了後に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認できる。																															
	☐	☐	6 ピンホール、ふくれ、しわ、むら、はがれ、割れ等の欠陥がないことが確認できる。																															
	☐	☐	7 必要な付着強度及び塗膜厚を確保していることが確認できる。																															
	☐	☐	8 材料の品質証明書が整備されている。																															
	☐	☐	9 各層での仕上状態が確認できる。																															
	☐	☐	10 その他(理由)																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を越える																														
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／防水工事			
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／橋梁補修・補強工事①

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。
	☐	☐	2 アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。
	☐	☐	3 削孔内の清掃状況が確認できる。
	☐	☐	4 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
	☐	☐	5 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
	☐	☐	6 ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
	☐	☐	7 塗装・溶接・ひび割れ補修・表面含浸等施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。
	☐	☐	8 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
	☐	☐	9 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	10 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	11 混合して使用する材料（塗料、ひび割れ注入材など）において、適切に計量、攪拌がされていることが確認ができる。
	☐	☐	12 既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。
	☐	☐	13 使用材料の品質（製造年月日、ロット番号、数量）が出荷証明等により確認ができる。
	☐	☐	14 使用材料の納入量が確認しやすい並べ方で撮影していることが確認できる。
	☐	☐	15 使用材料の空袋の確認が写真等で確実に空であることが確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【鋼板接着】
	☐	☐	17 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。
			【炭素繊維接着】
	☐	☐	18 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。
			【落橋防止装置】
	☐	☐	19 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。
	☐	☐	20 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。
	☐	☐	21 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されていることが確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／橋梁補修・補強工事①																																				
			【塗装】																																	
	☐	☐	22 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	23 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	24 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			【断面修復(左官・吹付・充填)】																																	
	☐	☐	25 1層当たりの仕上げ厚さを管理していることが確認できる。																																	
	☐	☐	26 鉄筋背面側に断面修復材が回っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	27 事前調査を行い損傷程度を把握し、適正な施工範囲を決定していることが確認できる。																																	
	☐	☐	28 下地処理工において、油脂等の汚れや脆弱層の撤去を行い健全面を露出させたことが確認できる。																																	
	☐	☐	29 鉄筋ケレン後、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／橋梁補修・補強工事②

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。
	☐	☐	2 アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。
	☐	☐	3 削孔内の清掃状況が確認できる。
	☐	☐	4 ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
	☐	☐	5 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
	☐	☐	6 ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
	☐	☐	7 塗装・溶接・ひび割れ補修・表面含浸等施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。
	☐	☐	8 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
	☐	☐	9 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	10 現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	11 混合して使用する材料（塗料、ひび割れ注入材など）において、適切に計量、攪拌がされていることが確認ができる。
	☐	☐	12 既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。
	☐	☐	13 使用材料の品質（製造年月日、ロット番号、数量）が出荷証明等により確認ができる。
	☐	☐	14 使用材料の納入量が確認しやすい並べ方で撮影していることが確認できる。
	☐	☐	15 使用材料の空袋の確認が写真等で確実に空であることが確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【伸縮装置取替え】
	☐	☐	17 鉄筋の加工・組立、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。
	☐	☐	18 遊間部にコンクリートが流れ込まないように、バックアップ材等を適切に設置し、処理していることが確認できる。
	☐	☐	19 コンクリートの打設が適切に施工されていることが確認できる。
	☐	☐	20 ジョイント部のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。
	☐	☐	21 伸縮装置の出荷時に施工時期の温度などを考慮した設置幅の補正が行われていることが確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／橋梁補修・補強工事②																																				
	☐	☐	22 コンクリートは、伸縮装置アンカー部に完全に行き渡るよう施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	23 コンクリート強度を確認した後、交通解放が行われていることが確認できる。																																	
	☐	☐	24 縦横継目の位置及び構造物との接合面の処理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																																	
			【支承取替え】																																	
	☐	☐	25 ジャッキアップ作業にあたり、圧力確認器具により圧力調整等を行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	26 既設支承のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。																																	
	☐	☐	27 無収縮モルタルの硬化を確認後、ジャッキダウンを行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	28 高さ調整にあたり、変形量等を考慮し上げ越し量設定していることが確認できる。																																	
			【ひび割れ補修工】																																	
	☐	☐	29 注入工法において、注入器具内に注入材が残った状態で硬化していることが確認できる。																																	
	☐	☐	30 注入工法において、注入剤を適切なピッチで施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	31 注入工法において、指定された注入方法で適切に施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	32 充填工法において、Uカット溝内部を適切に清掃し下地処理していることが確認できる。																																	
	☐	☐	33 充填工法において、充填剤の施工が指定された方法で適正に行われていることが確認できる。																																	
	☐	☐	34 充填工法において、プライマーが適切に施工されていることが確認できる。																																	
			【表面含浸】																																	
	☐	☐	35 下地処理、素地調整が適切に行われていることが確認できる。																																	
	☐	☐	36 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)／評価対象項目数(_____)																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
	☐		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／橋梁補修・補強工事②			
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

別表第3（第10条関係）

審査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／取壊し工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。																														
	☐	☐	2 施工計画書に定められた計画により実施されていることが確認できる。																														
	☐	☐	3 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。																														
	☐	☐	4 請負者の管理記録が適切であることが確認できる。																														
	☐	☐	5 不可視部分の写真記録が適切であることが確認できる。																														
	☐	☐	6 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。																														
	☐	☐	7 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)/評価対象項目数(_____)																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																														
			上記該当があれば……………d																														
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
			上記該当があれば……………e																														

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／護岸・根固・水制工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 施工基面が平滑に仕上がっていることが確認できる。
	☐	☐	2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じていないよう十分に行っていることが確認できる。
	☐	☐	3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
	☐	☐	4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
	☐	☐	6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 護岸（ブロック・擁壁）の打ち継ぎ面は清掃され湿潤な状態（水洗い等）が確認できる。
	☐	☐	10 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	11 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
	☐	☐	12 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
	☐	☐	13 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
	☐	☐	14 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	15 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
	☐	☐	16 矢板護岸の品質等が確認できる。
	☐	☐	17 矢板護岸の打ち込み等施工状況が確認できる。
	☐	☐	18 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／護岸・根固・水制工事								
			評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
				90%以上	a	a'	b	b
				75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
				60%以上75%未満	b	b'	c	c
				60%未満	b'	c	c	c
				[マイナス要因]				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。					
			上記該当があれば………d					
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。					
			上記該当があれば………e					

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが 5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが 8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【工場製作関係】
	☐	☐	1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
	☐	☐	2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
	☐	☐	5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
	☐	☐	6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
	☐	☐	7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
	☐	☐	8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
	☐	☐	9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
	☐	☐	10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
	☐	☐	11 その他(理由)
理由・確認事項			
			【架設関係】
	☐	☐	12 ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。
	☐	☐	13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
	☐	☐	14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
	☐	☐	15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	16 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切り勾配がついているとが確認できる。
	☐	☐	17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
	☐	☐	18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
	☐	☐	19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
	☐	☐	20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	21 その他(理由)
理由・確認事項			

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50％以下</th> <th>80％以下</th> <th>80％を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価 値</td> <td>90％以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75％以上90％未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60％以上75％未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60％未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50％以下	80％以下	80％を超える																																
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																															
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																															
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																															
	60％未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
	☐	☐	2 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められ条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
	☐	☐	5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	☐	☐	6 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。
	☐	☐	7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	8 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
	☐	☐	9 その他（理由）
理由・確認事項			
			【砂防構造物工事に適用】
	☐	☐	10 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	11 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 施工基面が平滑に仕上げられ、岩部の浮き石の除去・水洗い等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	13 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	14 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
	☐	☐	15 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
	☐	☐	16 その他（理由）
理由・確認事項			
			【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
	☐	☐	17 アンカーの施工が、設計図書の仕様（掘削深長・間隔・挿入角度緊張等）を満足していることが確認できる。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）																																				
	☐	☐	18 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	19 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	20 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。																																	
	☐	☐	21 材料の品質及び形状が設計図書との適正確認が出来、証明書が整備されている。																																	
	☐	☐	22 材料挿入後の管内清掃行為が確認できる																																	
	☐	☐	23 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(%)=該当項目数() /評価対象項目数()																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／舗装工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【路床・路盤工関係】
	☐	☐	1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
	☐	☐	2 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。
	☐	☐	3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
	☐	☐	5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
	☐	☐	6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
	☐	☐	7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
	☐	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項			
			【アスファルト舗装工関係】
	☐	☐	9 各局(建設部・事務所)で配合承認又は配合報告が提出されたアスファルトプラントの製品であることが確認できる。
	☐	☐	10 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
	☐	☐	11 プラント出荷時、現場到達時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
	☐	☐	12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値(縦継目15cm・横継目1m)以上であることが確認できる。
	☐	☐	14 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	15 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【コンクリート舗装工関係】
	☐	☐	17 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／舗装工事																																				
	☐	☐	18 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。																																	
	☐	☐	19 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	20 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。																																	
	☐	☐	21 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。																																	
	☐	☐	22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。																																	
	☐	☐	23 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。																																	
	☐	☐	24 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。																																	
	☐	☐	25 鉄筋はコンクリートの中央位置へ配置していることが確認できる。																																	
	☐	☐	26 その他（理由）																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50％以下</th> <th>80％以下</th> <th>80％を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90％以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75％以上90％未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60％以上75％未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60％未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50％以下	80％以下	80％を越える	評価値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50％以下	80％以下	80％を越える																																
評価値	90％以上	a	a'	b	b																															
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																															
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																															
	60％未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／法面工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 施工基面が平滑に仕上がっていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
	☐	☐	2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石ゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
	☐	☐	3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
	☐	☐	4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
	☐	☐	5 使用材料（肥料・種子・セメント等）の使用量（空袋数等）が確認できる。
	☐	☐	6 その他（理由）
理由・確認事項			
			【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
	☐	☐	7 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
	☐	☐	8 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
	☐	☐	9 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
	☐	☐	10 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
	☐	☐	11 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
	☐	☐	14 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	15 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
	☐	☐	16 金網が破損を生じていないことが確認できる。
	☐	☐	17 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
	☐	☐	18 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
	☐	☐	19 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
	☐	☐	20 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	21 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／法面工事																																					
	☐	☐	22 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。																																		
	☐	☐	23 ネット(金網等)の留めアンカーの打ち込みは十分で固定されている。																																		
	☐	☐	24 その他(理由)																																		
理由・確認事項																																					
			【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】																																		
	☐	☐	25 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																																		
	☐	☐	26 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。																																		
	☐	☐	27 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。																																		
	☐	☐	28 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。																																		
	☐	☐	29 枠内に空隙が無いことが確認できる。																																		
	☐	☐	30 層間にはく離が無いことが確認できる。																																		
	☐	☐	31 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。																																		
	☐	☐	32 その他(理由)																																		
理由・確認事項																																					
			【ポケット式落石防止工関係】																																		
	☐	☐	33 ルーフアンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。																																		
	☐	☐	34 岩盤への削孔深が設計値以上であることが確認できる。																																		
	☐	☐	35 孔内に挿入したルーフアンカーの打ち込み状況及び固定されていることが確認できる。																																		
	☐	☐	36 注入剤(セメントミルク)の充填状況が確認できる。																																		
	☐	☐	37 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。																																		
	☐	☐	38 その他(理由)																																		
理由・確認事項																																					
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																		
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																		
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____)/評価対象項目数(_____)																																		
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		
			●判断基準																																		
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／法面工事			
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／基礎工事及び地盤改良工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】
	☐	☐	1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
	☐	☐	2 既製杭の打止め管理方法または場所打杭の施工管理の方法が整備され、その記録を整理していることが確認できる。
	☐	☐	3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
	☐	☐	4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	☐	☐	5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
	☐	☐	7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
	☐	☐	8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	10 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
	☐	☐	11 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
	☐	☐	12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			【地盤改良関係】
	☐	☐	14 施工地盤は不陸整成され、安定剤が路床土と均一に攪拌混合されていることが確認できる。
	☐	☐	15 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。
	☐	☐	16 置き換え掘削深さ及び幅は設計書とおり確保され、一層の敷均し厚は仕上がり厚20cm以下で十分に締め固められている。
	☐	☐	17 サンドドレーン・ペーパードレーン工法では、材料の使用量が記録により確認できる。
	☐	☐	18 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	19 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
	☐	☐	20 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／基礎工事及び地盤改良工事																																				
	☐	☐	21 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。																																	
	☐	☐	22 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

考查項目別運用表（検査員）

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが 5 0 %以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが 8 0 %以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。																														
	☐	☐	4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。																														
	☐	☐	5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	6 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられてことが確認できる。																														
	☐	☐	7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。																														
	☐	☐	8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。																														
	☐	☐	9 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														
	☐		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																														
			上記該当があれば………d																														
	☐		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／海岸工事			
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
	☐	☐	2 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
	☐	☐	3 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	4 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	5 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
	☐	☐	6 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	☐	☐	7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
	☐	☐	8 鉄筋の引張強度及び曲げ強度が試験値で、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	13 スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	14 プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	15 使用する装置及び機器のキャリブレーションが事前に実施していることが確認できる。
	☐	☐	16 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	17 プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	18 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
	☐	☐	19 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招く等のおそれがあるクラックのことをいう。）
	☐	☐	20 その他（理由）

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）																																			
理由・確認事項																																			
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
		③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）																																	
		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
		●判断基準																																	
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																														
		50％以下	80％以下	80％を超える																															
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																														
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																														
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																														
	60％未満	b'	c	c	c																														
		[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																
			上記該当があれば……………d																																
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
			上記該当があれば……………e																																

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが 5 0 %以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが 8 0 %以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。																														
	☐	☐	2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。																														
	☐	☐	3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。																														
	☐	☐	5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。																														
	☐	☐	6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。																														
	☐	☐	7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。																														
	☐	☐	8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。																														
	☐	☐	9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。																														
	☐	☐	10 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を越える																													
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														
	☐		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																														
			上記該当があれば………d																														

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／塗装工事			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／トンネル工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
	☐	☐	2 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
	☐	☐	3 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	4 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	5 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
	☐	☐	6 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
	☐	☐	8 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。
	☐	☐	10 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
	☐	☐	11 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
	☐	☐	12 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
	☐	☐	13 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	14 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
	☐	☐	15 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
			③ 評価値(____%)=該当項目数(____)/評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／トンネル工事																																							
			●判断基準																																				
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td></td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上		a	a'	b	b	75%以上90%未満		a'	b	b'	b'	60%以上75%未満		b	b'	c	c	60%未満		b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価 値	90%以上		a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満		a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満		b	b'	c	c																																	
	60%未満		b'	c	c	c																																	
			[マイナス要因]																																				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																				
			上記該当があれば………d																																				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																				
			上記該当があれば………e																																				

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／植栽工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが50％以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80％以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80％を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。																															
	☐	☐	2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。																															
	☐	☐	3 樹木等の生育に害のある害虫等がいらないことが確認できる。																															
	☐	☐	4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。																															
	☐	☐	5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。																															
	☐	☐	6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。																															
	☐	☐	7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。																															
	☐	☐	8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。																															
	☐	☐	9 その他(理由)																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____)/評価対象項目数(_____)																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を越える																														
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／防護柵(網)・標識・区画線等設置工事

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが50%以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが80%以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが80%を超える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
	☐	☐	2 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
	☐	☐	3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
	☐	☐	4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
	☐	☐	5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
	☐	☐	6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
	☐	☐	8 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
	☐	☐	9 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。
	☐	☐	10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	11 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	12 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
	☐	☐	13 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
	☐	☐	14 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
	☐	☐	15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／防護柵(網)・標識・区画線等設置工事						
評価値			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
			50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上	a	a'	b	b	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	
	60%未満	b'	c	c	c	
			[マイナス要因]			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。			
			上記該当があれば………d			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			
			上記該当があれば………e			

考查項目別運用表（検査員）

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが 5 0 %以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが 8 0 %以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。																														
	☐	☐	2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。																														
	☐	☐	3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。																														
	☐	☐	4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。																														
	☐	☐	5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。																														
	☐	☐	6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。																														
	☐	☐	8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	10 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																														

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／電線共同溝工事			
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（浚渫・床掘工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【浚渫・床掘関係】
	☐	☐	8 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
	☐	☐	9 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
	☐	☐	10 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
	☐	☐	11 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度よく平坦に仕上がっている。
	☐	☐	12 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
	☐	☐	13 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む。）
	☐	☐	14 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。
	☐	☐	15 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
	☐	☐	16 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
	☐	☐	17 置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
	☐	☐	18 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
	☐	☐	19 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（浚渫・床掘工事）						
			●判断基準			
評価値			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
			50%以下	80%以下	80%を超える	
	90%以上		a	a'	b	
	75%以上90%未満		a'	b	b'	
	60%以上75%未満		b	b'	c	
	60%未満		b'	c	c	
			[マイナス要因]			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。			
			上記該当があれば………d			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			
			上記該当があれば………e			

別表第3（第10条関係）

審査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（地盤改良工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【地盤改良関係】
	☐	☐	8 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
	☐	☐	9 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。
	☐	☐	10 サンドトレーン・砕石トレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
	☐	☐	11 ベーパートレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したベーパートレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
	☐	☐	12 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。
	☐	☐	13 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。
	☐	☐	14 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
	☐	☐	15 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
			③ 評価値(____%)=該当項目数(____)/評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（地盤改良工事）								
			評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
				90%以上	a	a'	b	b
				75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
				60%以上75%未満	b	b'	c	c
				60%未満	b'	c	c	c
				[マイナス要因]				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。					
			上記該当があれば………d					
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。					
			上記該当があれば………e					

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（マット、捨石及び均し工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【マット、捨石及び均し関係】
	☐	☐	8 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
	☐	☐	9 マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
	☐	☐	10 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
	☐	☐	11 裏込めが既設構造物及び砂防目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
	☐	☐	12 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
	☐	☐	13 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
	☐	☐	14 マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
	☐	☐	15 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
	☐	☐	16 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（マット、捨石及び均し工事）							
評価値			ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	
			50%以下	80%以下	80%を超える		
	90%以上		a	a'	b	b	
	75%以上90%未満		a'	b	b'	b'	
	60%以上75%未満		b	b'	c	c	
	60%未満		b'	c	c	c	
			[マイナス要因]				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。				
			上記該当があれば………d				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。				
			上記該当があれば………e				

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（本体：杭及び矢板、控工工事）

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																				
番号	対象	該当	評価内容																																	
			「評価対象項目」																																	
			【共通】																																	
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。																																	
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。																																	
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。																																	
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。																																	
			【本体：杭及び矢板、控工関係】																																	
	☐	☐	8 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。																																	
	☐	☐	9 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処理されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	10 杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	11 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。																																	
	☐	☐	12 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板護岸に密着させていることが確認できる。																																	
	☐	☐	13 タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。																																	
	☐	☐	14 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。																																	
	☐	☐	15 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(%)=該当項目数() / 評価対象項目数()																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を越える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（本体：杭及び矢板、控工工事）			
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（本体：ケーソン据付、ブロック据付工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】
	☐	☐	8 ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
	☐	☐	9 ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
	☐	☐	10 ケーソン据付等及び中詰めにおいてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
	☐	☐	11 コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
	☐	☐	12 ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
	☐	☐	13 ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期に選定されていることが確認できる。
	☐	☐	14 ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
	☐	☐	15 ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
	☐	☐	16 ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。
	☐	☐	17 中詰めにおいて海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
	☐	☐	18 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
			③ 評価値(____%)=該当項目数(____)/評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（本体：ケーソン据付、ブロック据付工事）					
			●判断基準		
評価値			ばらつきで判断可能		
			50%以下	80%以下	80%を超える
	90%以上		a	a'	b
	75%以上90%未満		a'	b	b'
	60%以上75%未満		b	b'	c
	60%未満		b'	c	c
			[マイナス要因]		
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		
			上記該当があれば………d		
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
			上記該当があれば………e		

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（コンクリート工事）

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
	☐	☐	5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
	☐	☐	6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
	☐	☐	7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
			【コンクリート関係】
	☐	☐	8 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。
	☐	☐	9 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
	☐	☐	10 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
	☐	☐	11 コンクリート層の打設厚さは50cm以下で均等厚に連続して打設されていることが確認できる。
	☐	☐	12 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高（1.5m以内）及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
	☐	☐	13 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
	☐	☐	14 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
	☐	☐	15 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
	☐	☐	16 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
	☐	☐	17 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	18 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
	☐	☐	19 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	20 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	21 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。）
	☐	☐	22 その他（理由）
理由・確認事項			

別表第3（第10条関係）

考查項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／港湾築造工事（コンクリート工事）																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を超える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50％以下	80％以下	80％を超える																																
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																															
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																															
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																															
	60％未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／建築工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。																															
	☐	☐	2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。																															
	☐	☐	3 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。																															
	☐	☐	4 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺えることが確認できる。																															
	☐	☐	5 その他（理由）																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50% 以下</td><td>80% 以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90% 以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75% 以上90% 未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60% 以上75% 未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60% 未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50% 以下	80% 以下	80%を越える	評価 値	90% 以上	a	a'	b	b	75% 以上90% 未満	a'	b	b'	b'	60% 以上75% 未満	b	b'	c	c	60% 未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50% 以下	80% 以下	80%を越える																														
評価 値	90% 以上	a	a'	b	b																													
	75% 以上90% 未満	a'	b	b'	b'																													
	60% 以上75% 未満	b	b'	c	c																													
	60% 未満	b'	c	c	c																													
			【マイナス要因】																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容																																	
			「評価対象項目」																																	
	☐	☐	1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。																																	
	☐	☐	3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。																																	
	☐	☐	4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。																																	
	☐	☐	5 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
	☐	☐	6 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
	☐	☐	7 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
	☐	☐	8 その他(理由)																																	
理由・確認事項																																				
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																	
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																	
			③ 評価値(_____ %)=該当項目数(_____)/評価対象項目数(_____)																																	
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																	
			●判断基準																																	
			<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td>ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を越える		評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を越える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
			[マイナス要因]																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）			
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】			
番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
	☐	☐	2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
	☐	☐	5 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	6 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	7 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(____ %)＝該当項目数(____)／評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満………a’
			評価値が70%以上80%未満………b
			評価値が60%以上70%未満………b’
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）			
			上記該当があれば………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／機械設備工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認できる。
	☐	☐	2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
	☐	☐	3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
	☐	☐	4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認できる。
	☐	☐	5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
	☐	☐	6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
	☐	☐	7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
	☐	☐	8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
	☐	☐	9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
	☐	☐	10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
	☐	☐	11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
	☐	☐	12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
	☐	☐	13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
	☐	☐	14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
	☐	☐	15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
	☐	☐	16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
	☐	☐	17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
	☐	☐	18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	20 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／機械設備工事			
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %)＝該当項目数(_____)／評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／電気設備工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
	☐	☐	2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
	☐	☐	4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
	☐	☐	5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
	☐	☐	6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
	☐	☐	8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
	☐	☐	10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
	☐	☐	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
	☐	☐	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満………a'

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／電気設備工事			
			評価値が70%以上80%未満……b
			評価値が60%以上70%未満……b’
			評価値が60%未満……c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……e

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／通信・受変電設備工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			電気
	☐	☐	1 設計図書に定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
	☐	☐	2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
	☐	☐	3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	☐	☐	5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
	☐	☐	6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
	☐	☐	7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が安易に判別できる資料等が整備していることが確認できる。
	☐	☐	8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備していることが確認できる。
	☐	☐	9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
	☐	☐	10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
	☐	☐	11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
	☐	☐	12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
	☐	☐	13 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。
			●判断基準
			評価値が90％以上……………a
			評価値が80％以上90％未満………a'

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／通信・受変電設備工事			
			評価値が70%以上80%未満……b
			評価値が60%以上70%未満……b’
			評価値が60%未満……c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／コンクリート二次製品工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 製品の損傷がない。又は、損傷部は補修している。
	☐	☐	2 側溝本体及び蓋等の設置は路面（計画高さ等）と段差が生じないよう平坦でゆれ等がない。
	☐	☐	3 側溝・BOX等の継ぎ目部分の施工は設計図書に基づき施工され水密性を保ち段差等がない。
	☐	☐	4 既存施設等へのスリ付けが良い。
	☐	☐	5 管の下面及びカラーの周辺は空隙・隙間等が生じないよう施工している。
	☐	☐	6 設計図書に基づき二次製品は規格値を満足している。
	☐	☐	7 緊張及びグラウト管理が適切に実施され記録により確認できる。
	☐	☐	8 その他（理由）
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／2次製品構造物工事（用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積

【評価区分】

a.	（評点 15.0）ばらつきが50%以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが80%以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが80%を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
			【共通】
	☐	☐	1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
	☐	☐	2 材料、部材の品質規定証明書が整備されている。
	☐	☐	3 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。
	☐	☐	4 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
	☐	☐	5 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等がない。
	☐	☐	6 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工、管理されていることが確認できる。
	☐	☐	7 その他(理由)
理由・確認事項			
			【用排水構造物工】
	☐	☐	8 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
	☐	☐	9 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。
	☐	☐	10 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
	☐	☐	11 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。
	☐	☐	12 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。
	☐	☐	13 製品の継目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。
	☐	☐	14 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。
	☐	☐	15 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる。
	☐	☐	16 その他(理由)
理由・確認事項			
			【プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁工、石・ブロック積(張)工】
	☐	☐	17 胴込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。
	☐	☐	18 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。
	☐	☐	19 製品の連結又はかみ合わせが適切である。
	☐	☐	20 端部における地山とのすり付けが適切である。
	☐	☐	21 丁張りを二重・三重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。
	☐	☐	22 その他(理由)

検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／2次製品構造物工事（用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積造り工）																																				
理由・確認事項																																				
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																		
		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																		
		③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																		
		④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		
		●判断基準																																		
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
		[マイナス要因]																																		
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																	
			上記該当があれば………d																																	
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
			上記該当があれば………e																																	

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／河川浚渫工事

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	☐	☐	2 浚渫工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。
	☐	☐	3 着工前の各断面写真等が整理され、断面確認が出来る。
	☐	☐	4 掘削土の搬出において運搬車からの漏れだし等がない。また、路面清掃が行われている。
	☐	☐	5 産業廃棄物管理表(マニフェスト)が整理されている。
	☐	☐	6 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／水門等鋼構造物

【評価区分】

a.	（評点 15.0）優れている
a'.	（評点 12.0）bより優れている
b.	（評点 7.5）やや優れている
b'.	（評点 4.0）cより優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -12.5）やや劣っている
e.	（評点 -25.0）劣っている

【評価内容】

番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 材料、部品の品質照合の書類(ミルシートとラベル照合等)を整理しており品質の確認ができる。
	☐	☐	2 単体機械製品の機能及び性能確認試験について、試験書類を整理しており品質の確認ができる。
	☐	☐	3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
	☐	☐	4 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理しており品質の確認ができる。
	☐	☐	5 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
	☐	☐	6 水密性が確保されている。
	☐	☐	7 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	☐	☐	8 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	☐	☐	9 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(_____ %) = 該当項目数(_____) / 評価対象項目数(_____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準
			評価値が90%以上……………a
			評価値が80%以上90%未満……………a'
			評価値が70%以上80%未満……………b
			評価値が60%以上70%未満……………b'
			評価値が60%未満……………c
			[マイナス要因]
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
			上記該当があれば……………d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／水門等鋼構造物			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／管水路工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																			
番号	対象	該当	評価内容																																
			「評価対象項目」																																
	☐	☐	1 仕様書で定められている品質管理が実施されている。																																
	☐	☐	2 材料の品質規程が証明書類が確認できる。																																
	☐	☐	3 中心線の通りがよい。																																
	☐	☐	4 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。																																
	☐	☐	5 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認されている。																																
	☐	☐	6 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。																																
	☐	☐	7 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。																																
	☐	☐	8 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。																																
	☐	☐	9 その他(理由)																																
理由・確認事項																																			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																																
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																																
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
			●判断基準																																
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																														
		50%以下	80%以下	80%を越える																															
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																														
	60%未満	b'	c	c	c																														
			[マイナス要因]																																
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																																
			上記該当があれば………d																																
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																
			上記該当があれば………e																																

考查項目別運用表（検査員）

【評価区分】

a.	(評点 15.0) ばらつきが 5 0 %以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが 8 0 %以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが 8 0 %を越える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

番号	対象	該当	評価内容																														
			「評価対象項目」																														
	☐	☐	1 材料の連結又はかみ合わせが適切である。																														
	☐	☐	2 部材の配置及び端部処理が適切である。																														
	☐	☐	3 部材の品質照合が品質保証書等(現物照合含む)で確認できる。																														
	☐	☐	4 ボルトの締付確認が実施され、規程がある場合は記録が保管されているとともに、測定機器等のキャリブレーションを実施していることが確認できる。																														
	☐	☐	5 緩衝材の規格及び施工が適切であることが確認できる。																														
	☐	☐	6 緩衝材を適切に連結している。																														
	☐	☐	7 基礎部のコンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。																														
	☐	☐	8 基礎部のコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。																														
	☐	☐	9 基礎部のコンクリートは施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。																														
	☐	☐	10 各局で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。																														
	☐	☐	11 その他(理由)																														
理由・確認事項																																	
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																														
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																														
			③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																														
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。																														
			●判断基準																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を越える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を越える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を越える																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																												
	60%未満	b'	c	c	c																												
			[マイナス要因]																														
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																														
			上記該当があれば………d																														

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／治山落石防護壁工			
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			上記該当があれば……………e

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／治山固定工(モルタル)

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を越える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 モルタル打設時に必要な供試体を採取し、引張強度・空気量等が確認できる。																															
	☐	☐	2 モルタル供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。																															
	☐	☐	3 施工条件及び気象条件に適合した運搬・打設（注入）・養生等が、定められた条件を満足していることが確認できる。																															
	☐	☐	4 材料のモルタル等が空隙もなく、適切に充填されている。																															
	☐	☐	5 地山との取り合わせが適切に行われている。																															
	☐	☐	6 その他（理由）																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値（ _____ ％）＝該当項目数（ _____ ）／評価対象項目数（ _____ ）																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％を越える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90％以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50％以下	80％以下	80％を越える	評価 値	90％以上	a	a'	b	b	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'	60％以上75％未満	b	b'	c	c	60％未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50％以下	80％以下	80％を越える																														
評価 値	90％以上	a	a'	b	b																													
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'																													
	60％以上75％未満	b	b'	c	c																													
	60％未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／治山固定工(ロープネット)

【評価区分】	
a.	(評点 15.0) ばらつきが50%以下
a'.	(評点 12.0) ばらつきが80%以下
b.	(評点 7.5) ばらつきが80%を超える
b'.	(評点 4.0) ばらつきで判断不可能

【評価内容】																																		
番号	対象	該当	評価内容																															
			「評価対象項目」																															
	☐	☐	1 材料の挿入が適切である。																															
	☐	☐	2 部材の配置及び端部処理は適切である。																															
	☐	☐	3 アンカーがある場合はアンカーの規格と施工長が確認できる。																															
	☐	☐	4 ネットが緩みなく、確実に固定されている。																															
	☐	☐	5 ワイヤロープの規格が品質保証書等で確認できる。																															
	☐	☐	6 その他(理由)																															
理由・確認事項																																		
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。																															
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。																															
			③ 評価値(%)=該当項目数() /評価対象項目数()																															
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																															
			●判断基準																															
			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能					ばらつきで 判断不可能																											
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													
			[マイナス要因]																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																															
			上記該当があれば………d																															
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
			上記該当があれば………e																															

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／上記以外の工事又は合併工事

【評価区分】	
a.	（評点 15.0）ばらつきが5 0 %以下
a'.	（評点 12.0）ばらつきが8 0 %以下
b.	（評点 7.5）ばらつきが8 0 %を超える
b'.	（評点 4.0）ばらつきで判断不可能

【評価内容】			
番号	対象	該当	評価内容
			「評価対象項目」
	☐	☐	1 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	2 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	3 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	4 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	5 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	6 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	7 その他(理由)
理由・確認事項			
	☐	☐	8 その他(理由)
理由・確認事項			
			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算 の値で評価する。
			③ 評価値(____ %)＝該当項目数(____)／評価対象項目数(____)
			④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
			●判断基準

別表第3（第10条関係）

考査項目別運用表（検査員）

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅱ．品質／上記以外の工事又は合併工事								
			評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
					50%以下	80%以下	80%を超える	
				90%以上	a	a'	b	b
				75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
				60%以上75%未満	b	b'	c	c
				60%未満	b'	c	c	c
				[マイナス要因]				
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。					
			上記該当があれば………d					
		☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。					
			上記該当があれば………e					

木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／コンクリート構造物、砂防構造物、海岸、トンネル、落石防護壁工

【評価区分】

a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】

番号		評価内容
		「評価対象項目」
	☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
	☐	2 コンクリート構造物の通りが良い。
	☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
	☐	4 クラックが無い。
	☐	5 漏水が無い。
	☐	6 全体的な美観が良い。
		●判断基準
		該当5項目以上・・・a
		該当4項目・・・b
		該当3項目・・・c
		該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／土工事（盛土・築堤工事・ため池等）
--

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 仕上げが良い。
		☐	2 通りが良い。
		☐	3 天端及び端部の仕上げが良い。
		☐	4 構造物へのすりつけなどが良い。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／道路工事（街渠工及び舗装工等をともに含む工事）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
		☐	2 コンクリート構造物の通りが良い。
		☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
		☐	4 クラックが無い。
		☐	5 漏水が無い。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／河川工事（護岸・根固・水制、多自然川づくり）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 通りが良い。
		☐	2 材料のかみ合わせが良く、クラックが無い。
		☐	3 天端及び端部の仕上げが良い。
		☐	4 既設構造物とのすりつけが良い。
		☐	5 生物の生息環境の保全・創造・再生に配慮されている。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／公園工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 全体的な美観が良い。
		☐	2 維持管理をふまえたきめ細やかな施工がなされている。
		☐	3 公共物としての安全、環境等への配慮がされている。
		☐	4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
		☐	5 構造物間のすりつけ等がよく全体のおさまりがよい。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／下水道工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 管の通りが良い。
		☐	2 管の布設が掘削断面の中心である。
		☐	3 管口等の接合部の仕上げが良い。
		☐	4 勾配が的確である。
		☐	5 マンホール、柵等の目地仕上げが良い。
		☐	6 マンホールのインバートの仕上げが良い。
		☐	7 路面復旧の状態が良く、マンホール、柵等へのすりつけが良い。
		☐	8 施工管理記録等から、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。
		☐	9 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当8項目以上・・・a
			該当7項目・・・b
			該当6項目・・・c
			該当5項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／ため池工事

【評価区分】

a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】

番号		評価内容
		「評価対象項目」
	☐	1 全体的な美観が良い。
	☐	2 天端及び端部の仕上げが良い。
	☐	3 コンクリート構造物の仕上げがよい。
	☐	4 波除ブロック等の仕上げが良い。
	☐	5 土工の仕上げが良い。
	☐	6 きめ細やかな施工がなされている。
		●判断基準
		該当5項目以上・・・a
		該当4項目　　・・・b
		該当3項目　　・・・c
		該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／管布設工事（開削工事）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 弁栓室の設置について、鉄蓋の開閉、弁栓類の操作及び保守点検への配慮がある。
		☐	2 鉄蓋類は路面と馴染みが良く、安全性に配慮された据付高さとなっている。
		☐	3 工事目的物及び既設構造物に、工事に伴う傷、錆、変色及び汚れが無く、全体的な美観が良い。
		☐	4 仕上げ路面は、現場に合わせた水勾配、平坦性に配慮がされ、端部の仕上げが良い。
		☐	5 仕上げ路面は、未処理のカッター跡、骨材等の剥がれや飛散がない。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／管布設工事（水管橋架設、橋梁添架工事等）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 通りが良い。
		☐	2 端部処理が良い。
		☐	3 部材表面に傷及び錆が無い。
		☐	4 既設構造物等とのすりつけが良い。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／コンクリート構造物工事(配水池・調整池等築造工事、水管橋工事等

【評価区分】	
a.	(評点 5.0) 優れている
b.	(評点 2.5) やや優れている
c.	(評点 0.0) 他の評価に該当しない
d.	(評点 -5.0) 劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
		☐	2 コンクリート構造物の通りが良い。
		☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
		☐	4 クラックが無い。
		☐	5 漏水が無い。
		☐	6 全体的な美観が良い。
		☐	7 内部表面保護が均一性がある。
			●判断基準
			該当6項目以上・・・a
			該当5項目　　・・・b
			該当4項目　　・・・c
			該当3項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／水道鋼管工事及び水道鑄鉄管工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 管の接合、据付等が適切である。
		☐	2 管及び桁、部材等に補修箇所がない。
		☐	3 部材等の表面に傷、錆がない。
		☐	4 塗装に均一性がある。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／鋼製貯水槽工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 表面に補修箇所がない。
		☐	2 部材表面に傷、錆がない。
		☐	3 溶接に均一性がある。
		☐	4 塗装に均一性がある。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／防水工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 全体的に塗装が均一で美観が良い。
		☐	2 細部まできめ細かな施工がされている。
		☐	3 補修箇所がない。
		☐	4 塗膜に有害な付着物がない。
		☐	5 管貫通部及び属具周りの仕上がりが良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／橋梁補修・補強工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 小構造物等にも細心の注意が払われている。
		☐	2 きめ細やかな施工がなされている。
		☐	3 既設構造物とのすりつけが良い。
		☐	4 塗装に均一性がある。
		☐	5 ケレンの施工状況が良い。
		☐	6 溶接に均一性がある。
		☐	7 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当6項目以上・・・a
			該当5項目・・・b
			該当4項目・・・c
			該当3項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／取壊し工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 きめ細やかな施工がなされている。
		☐	2 既存部や関連設備と調整がなされている。
		☐	3 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
		☐	4 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。
		☐	5 施工記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／切土工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 規定された勾配が確保されている。
		☐	2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
		☐	3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
		☐	4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
		☐	5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／護岸・根固・水制工事、コンクリート二次製品

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 通りが良い。
		☐	2 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
		☐	3 天端及び端部の仕上げが良い。
		☐	4 既設構造物とのすりつけが良い。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／2次製品構造物工事（用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック工）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 構造物の通りが良い。
		☐	2 材料の連結、かみ合わせが良い。
		☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
		☐	4 クラックが無い。
		☐	5 漏水が無い。
		☐	6 土工の仕上げが良い。
		☐	7 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当6項目以上・・・a
			該当5項目・・・b
			該当4項目・・・c
			該当3項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／鋼橋工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 表面に補修箇所が無い。
		☐	2 部材表面に傷及び錆が無い。
		☐	3 溶接に均一性がある。
		☐	4 塗装に均一性がある。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／地すべり防止工事、鋼製土留工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 地山との取り合いが良い。
		☐	2 天端、端部の仕上げが良い。
		☐	3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		☐	4 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／舗装工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 舗装の平坦性が良い。
		☐	2 構造物の通りが良い。
		☐	3 端部処理が良い。
		☐	4 構造物へのすりつけ等が良い。
		☐	5 雨水処理が良い。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／法面工事、固定工（モルタル・ロープネット）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 通りが良い。
		☐	2 植生、吹付等の状態が均一である。
		☐	3 端部処理が良い。
		☐	4 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／基礎工事(地盤改良等を含む)
--

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 土工関係の仕上げが良い。
		☐	2 通りが良い。
		☐	3 端部及び天端の仕上げが良い。
		☐	4 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
			※地盤改良はc評価とする。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／コンクリート橋上部工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
		☐	2 コンクリート構造物の通りが良い。
		☐	3 天端及び端部の仕上げ等が良い。
		☐	4 支承部の仕上げが良い。
		☐	5 クラックが無い。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／塗装工事（工場塗装を除く）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 塗装の均一性が良い。
		☐	2 細部まできめ細かな施工がされている。
		☐	3 補修箇所が無い。
		☐	4 ケレンの施工状況が良好である。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／植栽工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 樹木の活着状況が良い。
		☐	2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
		☐	3 支柱の取り付けが堅固である。
		☐	4 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／防護柵（網）工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 通りが良い。
		☐	2 端部処理が良い。
		☐	3 部材表面に傷及び錆が無い。
		☐	4 既設構造物等とのすりつけが良い。
		☐	5 きめ細やかに施工されている。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／標識工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 設置位置に配慮がある。
		☐	2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
		☐	3 標識板の支柱に変色が無い。
		☐	4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／区画線工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 塗料の塗布が均一である。
		☐	2 視認性が良い。
		☐	3 接着状態が良い。
		☐	4 施工前の清掃が入念に実施されている。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／電線共同溝工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
		☐	2 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
		☐	3 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。
		☐	4 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／港湾築造工事（海岸築造工事を含む）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 構造物等の通りが良い。
		☐	2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		☐	3 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
		☐	4 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。
		☐	5 全体的な美観が良い。
		☐	6 クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目　　・・・b
			該当3項目　　・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。
		☐	2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		☐	3 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。
		☐	4 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／ブロック製作工事（ケーソン陸上製作工事を含む）

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。
		☐	2 コンクリート構造物の通りが良い。
		☐	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
		☐	4 クラックがない。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／建築工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 建築物の通り、形状が良い。
		☐	2 仕上げの均一性、平坦性が良い。
		☐	3 機能面での配慮が適切である。
		☐	4 防水の納まりが良好である。
		☐	5 建具の取り付け、作動が良い。
		☐	6 関連工事との取り合いが良い。
		☐	7 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当6項目以上・・・a
			該当5項目　　・・・b
			該当4項目　　・・・c
			該当3項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ. 出来ばえ／維持修繕工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 小構造物等にも注意が払われている。
		☐	2 きめ細かな施工がなされている。
		☐	3 既設構造物とのすりつけが良い。
		☐	4 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当3項目以上・・・a
			該当2項目・・・b
			該当1項目・・・c
			該当0項目・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／機械設備工事、水門等鋼構造物
--

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
		☐	2 きめ細かな施工がなされている。
		☐	3 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
		☐	4 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／電気設備工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 きめ細やかな施工がなされている。
		☐	2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
		☐	3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
		☐	4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
		☐	5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／通信・受変電設備工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
		☐	2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
		☐	3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
		☐	4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
		☐	5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	6 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当5項目以上・・・a
			該当4項目・・・b
			該当3項目・・・c
			該当2項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／管水路工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 管の通りが良い。
		☐	2 コンクリート構造物の表面状態が良い。
		☐	3 コンクリート構造物の通りが良い。
		☐	4 コンクリート構造物にクラックが無い。
		☐	5 全体的な美観が良い。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d

土木工事／検査員／出来形及び出来ばえ－Ⅲ．出来ばえ／上記以外の工事又は合併工事

【評価区分】	
a.	（評点 5.0）優れている
b.	（評点 2.5）やや優れている
c.	（評点 0.0）他の評価に該当しない
d.	（評点 -5.0）劣っている

【評価内容】			
番号			評価内容
			「評価対象項目」
		☐	1 その他(理由)
理由・確認事項			
		☐	2 その他(理由)
理由・確認事項			
		☐	3 その他(理由)
理由・確認事項			
		☐	4 その他(理由)
理由・確認事項			
		☐	5 その他(理由)
理由・確認事項			
			※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。
			●判断基準
			該当4項目以上・・・a
			該当3項目・・・b
			該当2項目・・・c
			該当1項目以下・・・d